公明党千葉市議会議員団 議会報告

# 2026.7 森山通信 VOL.59

発行：公明党千葉市議会議員団 森山和博／千葉市中央区千葉港 3-30-204

6月8日から
6月23日まで

## 令和8年・第2回定例会が開催されました。

## 千葉市新アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について

ヒューリックホームページより引用

ヒューリック株式会社が、千葉県立幕張海浜公園Aブロックに整備し、完成後に千葉市へ条件付きの寄附を予定している「新アリーナ」の管理運営に関して、**「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」**に基づく**公共施設等運営権**※を設定するため、同法第18条の規定に基づき、実施方針に関する条例を制定します。

※**公共施設等運営権**とは、公共施設の管理者（地方公共団体の長）が所有権を有する公共施設等について、民間事業者が運営等を行い、利用料金を自らの収入として収受することを可能とするものであり、これを設定するためには、実施方針を条例により定めることとされている。

**引き続き、市民の暮らしやまちづくりに貢献する新アリーナ整備となるよう注視してまいります。**

### 条例の主な内容

(1) 民間事業者の選定手続 民間事業者より提出された業務計画等について、業務の適正かつ確実な実施、事業目的の効果的・効率的な達成、業務遂行能力の保持等の基準に適合するか審査し、選定を行うこととする。

(2) 運営等の基準や業務範囲等 運営に当たり事業者が従うべき基準として、法令等の遵守、利用者への不当な差別的取扱いの禁止、個人情報の適切な取扱い等を定めるほか、業務範囲は施設運営全般とし、利用料金については市と協議のうえ定めることとする。

ヒューリックホームページより引用

## プレコンセプション健診費用助成事業
補正予算額 1110万円

本市は、令和7年10月からプレコンセプション※健診費用助成事業を実施している。そのような中、令和8年10月を目途に県において妊活健診支援事業の準備が進められていることに伴い、受診機会の拡大及び利用者負担の軽減等が見込まれることから、**事業内容の拡充のために必要な経費について補正**します。

※プレコンセプションケアとは妊娠前からの健康づくりをいう

**千葉市のプレコンセプションケアとは**

対象者は、千葉市に住民登録があり、法律上の婚姻関係または事実婚関係にある夫婦

【対象年齢を拡充】妻40歳未満 → **43歳未満**

【助成内容等を拡充】

費用の1/2（上限3万円）→ **費用の10/10（上限3万円）**
※夫婦あたり1回限り

医師が必要と認めた健診・検査で、保険適用外のみ
→ **保険適用の有無に関わらない**

市内の保険医療機関（産科・婦人科・泌尿器科）
→ **全ての保険医療機関**
※市外、県外を問わない
※現行事業により助成した者についても、補正後事業の対象とする

開始時期（予定）
令和8年10月1日
（検査適用日も同日）

## 千葉市空家を除却した土地に係る固定資産税等の減免に関する条例の制定について

少子高齢化社会のさらなる進行等により、空き家の増加が懸念される中、空き家を除却して更地にすることで、固定資産税及び都市計画税（以下、「固定資産税等」）の住宅用地特例が適用されなくなり税負担が増加することが、空き家の放置を招く一因となっています。

このため、使用目的がなく、いずれ周囲の安全・衛生・防犯面などに悪影響を及ぼす恐れがある空き家の除却を促進し、市民の安全かつ安心な居住環境の形成を図ることを目的として、一定の条件を満たす場合に、**空き家除却翌年度の固定資産税等の課税増額分について減免する**条例を制定します。

なお、本条例は、減免に関する措置による効果を見定めるため、令和13年度課税の賦課期日である令和13年1月1日までの**時限的な制度**とします。

- 減免の対象 1年以上、空き家となっている住宅を除却した土地
- 減免の期間 1年度分の空き家除却の翌年度に課税される固定資産税等
- 実施期間 令和8年8月1日 から令和13年1月1日まで

（減免適用期間：令和9年度～令和13年度の課税）

ただし、次の場合は対象外とする。

- 賦課期日における空家除却後の**土地所有者が法人**の場合
- 空家除却後の**土地を営利目的で使用**している場合
- 空家除却時の**土地所有者と納税義務者が異なる**場合
- 除却した空き家が「空家等対策の推進に関する**特別措置法**」による**勧告**を受けていた場合
- 除却した空き家が「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく「**長期優良住宅**」の場合
- **条例施行日より前**に空家を除却した場合
- その他市長が減免することが適当でないと認めた場合

**空き家を除却した翌年度の固定資産税等の課税増額分を減免することにより、空き家をそのままに放置しないインセンティブが働き、初期段階の空き家対策の有効な取り組みになると期待しています。**

## 皆様の声が「かたち」になりました！

### 星久喜町1208 道路を覆う樹木を伐採

### 国道357 神明町/出洲港 横断歩道橋の補修が完了

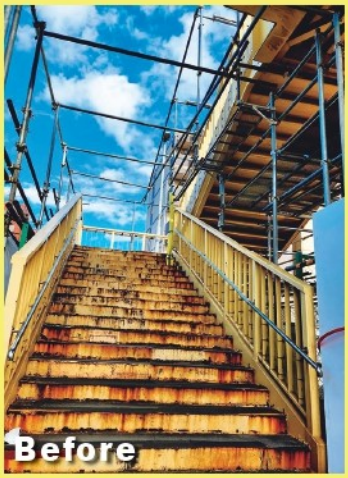


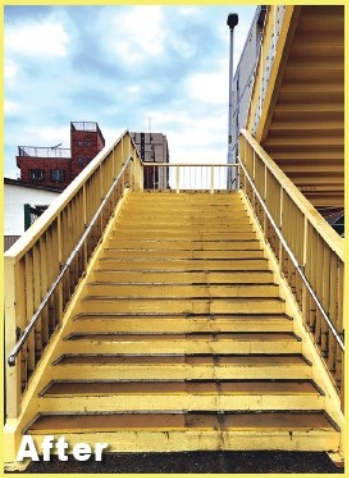


市政に関するご意見、ご要望など、みなさまの声をお聞かせください。

千葉市議会議員
**森山かずひろ**
Tel.043-245-5483 Fax.043-245-5584
https://moriyama-kazuhiro.com/